

佐賀県人事委員会告示第2号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。ただし、平成25年度に実施した試験等に係る開示請求については、なお従前の例による。

平成26年5月20日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験又は選考	開示する内容			試験又は選考	開示する内容		
佐賀県職員採用試験（行政特別枠を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験 佐賀県警察官採用試験 身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考	第1次試験又は第1次選考不合格者（ <u>警察官採用試験について</u> は佐賀県のみを志望した者に限る。）に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名 第1次試験受験者（第1次試験のすべての試験科目を得点化しない試験の受験者に限る。）に係る総合評価	第1次試験又は第1次選考合格発表の日から1年	佐賀県人事委員会事務局	佐賀県職員採用試験（行政特別枠を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験 身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考	第1次試験又は第1次選考不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名 第1次試験受験者（第1次試験の <u>全ての試験科目</u> を得点化しない試験の受験者に限る。）に係る総合評価	第1次試験又は第1次選考合格発表の日から1年	佐賀県人事委員会事務局

改正前		改正後	
<p>第1次試験不合格者（警察官採用試験について佐賀県及び開示を認める他の都道府県を併願した者のうち併願した都道府県の第1次試験に不合格となったものに限る。）に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名</p>	<p>志望する都道府県の第1次試験合格発表の日から1年</p>	<p>第1次試験（第1次試験の全ての試験科目を得点化しない試験を除く。）又は第1次選考合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点</p>	<p>第2次試験又は第2次選考合格発表の日から1年</p>
<p>第1次試験（第1次試験のすべての試験科目を得点化しない試験を除く。）又は第1次選考合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点</p>	<p>第2次試験又は第2次選考合格発表の日から1年</p>	<p>第2次試験又は第2次選考受験</p>	
<p>第2次試験又は第2次選考受験</p>			

改正前				改正後			
		者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準 該当の試験科目名				者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準 該当の試験科目名	
略				略			